

19 11 12

話規第八三三七號

昭和十九年十月卅一日

東京遞信局長

內務次官殿

市外電話回線專用ニ關スル件

內務省發警第九〇號(一六六六)關聯

右來牒ニ係ル左記回線ハ十一月一日ヨリ實施方取計直候條御承知相成度

記

內務省 茨城縣廳

本件連絡責任者電話課電話規畫係秋田技手

電話傳内 三四五番

警保局 19.11.13 2803号

(局信選京東)

昭和二十年一月九日

市外専用電話用通報告

量ニ御高裁ヲ得テ手續ヲ了ス候本省一茨城縣廳向
警察専用市外直通線ハ本日ヨリ通話開始致候條此致
及報告候也

(國定規格B5×257)

41



話業第九〇八七號

昭和十九年十二月十四日

東京通信局長

内務次官殿

市外電話回線専用ニ關スル件

昭和十九年九月六日附内務省發第九〇號出願東京・水戸市市外電話回線専用ノ件ニ付前記ニ付左記事項通知相當取運相成度候

記

一 本専用電話専用區ニ回線敷及設備設置場所ハ左ノ通ナルコト

東京 水戸間一回線

東京都麹町區夜ヶ磯内務省

水戸市 茨城縣廳

二 本専用電話ハ終日専用セシムルモノナルコト

三 専用者ハ本市外電話回線ノ専用ニ付左ノ料金ヲ當局ノ指示スル所

ニ從ヒ納付スヘキコト

3800

(東京遞信局)

通第... 第七...

435

市外線専用料 年額 一万七千六百圓

市内部分ニ對スル料金

市内部分一回線ニ付端末設備料 九百圓

計二回線分 千八百圓

市内部分一回線ニ付端末維持料 百圓

計二回線分 貳百圓

一 般ニ亙リ市話ニ歸スル料金ヲ改正スルトキハ前項ノ料金ハ改定スルコトナルベキコト

四 本市外専用電話ノ専用者宅内装置ノ設備及維持ノ一切ハ専用者ニ於テ之ヲ行フコト該部分ニ對スル料金ハ免除セラレコト

五 専用者ノ故意又ハ過失ニ因ラズシテ金線ノ不通繼續シテ三日以上ニ亙ルトキハ其ノ換算日數ニ相當スル市外線専用者ハ年額金ノ日割ヲ以テ還付又ハ免除スルコト但二十四時間ニ滿タザル分ハ之ヲ除クモノナルコト

(東京遞信局)

注意 凡 電話 局 内 之 電話 機 等 係 由 本 局 設 置 者 其 修 理 費 用 由 本 局 負 担 之 事 業 者 應 予 注 意

- 六 當 局 於 於 於 必要 あり 認 定 した 場合 には 像 々 通知 して 本市 外 電話 回 線 ノ 全 部 又 ハ 一 部 ノ 専用 ヲ 停止 せ 且 又 ハ 専用 ヲ 停止 せ 且 又 ハ 専用 ノ 許可 ヲ 取消 せ 且 又 ハ 専用 料 金 前 號 ノ 規定 依 之 還 付 又 ハ 免除 せ 且 又 ハ
- 七 第四 號 ノ 専用 者 宅 内 装置 工事 竣 工 ノ 後 其 ノ 出 出 ノ こと
- 八 使用 開始 期 日 へ 追 テ 通知 せ 且 又 ハ 其 ノ 出 出 ノ こと

以上

東京 遞 信 局

通 第 一 二 號 正 本 第 一 號 日 本 郵 政 省

